

～ 外国法令紹介 ～

カンボジア刑法の日本語翻訳について

国際協力部教官

上 坂 和 央

日本は、カンボジア王国に対し、民事法分野での起草の支援をしてきた。その結果、民法、民事訴訟法のいずれもにつき、カンボジア国会で成立するとともに、民事訴訟法につき、2007年12月から適用され¹、民法についても、2011年12月から適用されることとなった。

刑事法分野では、内戦終了後、1992年に最高国民会議により「暫定期間中のカンボジアに適用される司法、刑法および刑事手続法に関する1992年9月10日の規程」が採択され、暫定的な刑法、刑事訴訟法制定された²。

その後、刑事訴訟法については、1993年、新たな刑事訴訟法が成立している³。

刑事訴訟法が比較的速やかに成立したのに比べ、刑法については、長らく上記暫定的な刑法が用いられてきた。刑法については、旧宗主国フランスの起草支援を受け、2000年9月には、全818条からなる刑法典草案が起草されていた⁴が、その後、立法化には至らず、引き続きカンボジア国内で立法作業が進められていた。

そして、刑事訴訟法に遅れること約16年、刑法が、

2009年11月、全672条の刑法典として成立、公布され、2010年12月までにカンボジア全土で適用された⁵。

今回の刑法の成立及び適用により、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法という民事刑事分野での基幹法がそろふこととなる。

法務総合研究所では、今後の研究資料とすべく、新たに制定された刑法について業者による日本語翻訳を実施していた。このたび日本語翻訳が終了し、法務総合研究所国際協力部のHP (http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html) に掲載したので、関係者の皆様方の参考に供するため、ここに紹介する次第である。

(なお、条文数が多く、大部であるため、本誌面での掲載は割愛する。)

¹ 日本の「施行」と同概念である。

² 同規程については、中山研一「1992年以降のカンボジアの刑事立法資料(一)」(北陸法学第8巻第3号)に日本語訳が掲載されている。

³ 刑事訴訟法については、中山研一、佐藤美樹「カンボジア刑事訴訟法におけるフランス刑事訴訟法の影響(一)」及び「同(二)・完」(高岡法学第11巻第1号及び第2号)に日本語訳とともに詳細な解説が掲載されている。

⁴ 同刑法典草案については、中山研一、佐藤美樹「カンボジアの新刑法典草案(一)」及び「同(二)・完」(高岡法学第13巻第1・2号併合、第14巻第1・2号併合)に日本語訳が掲載されている。

⁵ 新刑法は、2009年11月30日に公布され、プノンペンでは、公布の10日後に総則部分が適用となりその1年後に他の部分が適用開始した。その他の地域では、公布の20日後に総則部分が適用開始、さらにその1年後に他の部分が適用開始している。